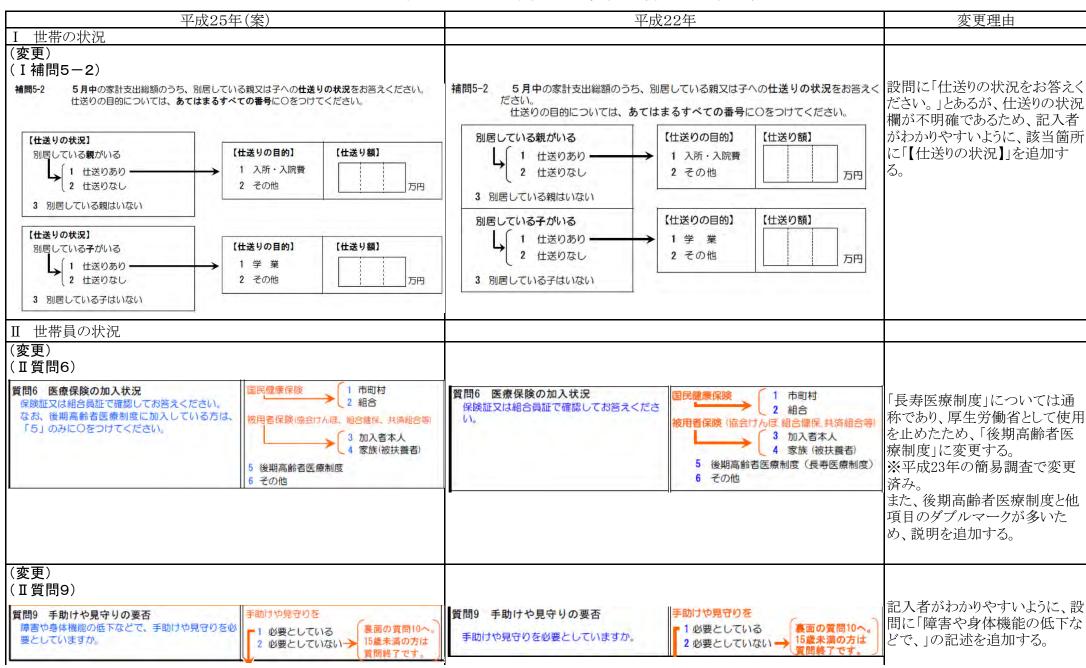
平成25年国民生活基礎調査(世帯票) 新旧対照表(案)



平成25年国民生活基礎調査(世帯票) 新旧対照表(案)

平成25年(案)		平成22年	変更理由
(変更) (Ⅱ補問9-5) 補問9-5 主に手助けや見守りをしている方の 1 配偶者 5 その他の親族		補問9-5 手助けや見守りが必要な方から 1 配偶者 5 その他の親族	記入者がわかりやすいように、主 に手助けや見守りをしている方
続柄 主に手助けや見守りをしている方について、手助け や見守りが必要な方からみた続柄をお答えください。	2 子 6 事業者(ホームヘルバー等) 3 子の配偶者 7 その他(ボランティア・近所の 4 父母 人など)	みた続柄 2 子 6 事業者(ホームヘルバー等 手助けや見守りが必要な方ご本人からみた 続柄をお答えください。 3 子の配偶者 7 その他(ボランティア・近 の人など)	の続柄の記入欄であることを明 確にするため、タイトル及び設問 を変更する。
(変更) (Ⅱ質問10)			
質問10 教育 現在、学校に在学しているかどうかお答えください。 「在学中」の方はその学校について、「卒業」の方 は最終卒業学校(中途退学をした方はその前の学校) についてお答えください。 予備校などはここでいう学校には含めません。	1 在学中 2 卒業 3 在学した ことがない 1 小学・中学 2 高校・旧制中 3 専門学校 4 短大・高専 5 大学 6 大学院	質問10 教育 1 在学中」の方はその学校について、「卒業」の方は最終卒業学校(中途退学をした方はその前の学校)についてお答えください。 予備校などはここでいう学校には含めません。 2 卒業 1 小学・中学 2 高校・旧制中 3 専門学校 4 短大・高専 5 大学 6 大学院	記入者がわかりやすいように、在学中か否かの設問を追加する。一
(変更) (Ⅱ質問12)			
質問12 別居している子の有無 別居している子の有無について、お答えください。	別居している子が 1 いる 2 いない → (質問13へ) ↓	質問12 別居している子の有無	記入者がわかりやすいように、別居している子の有無の設問を追加する。
(変更) (Ⅲ質問13)			
質問13 5月中の仕事の状況 収入を伴う仕事を少しでもした方は「仕事あり」、 まったく仕事をしなかった方は「仕事なし」の中からお答えください。 無統で自家営業の手伝いをした場合や、育児休業や介護休業のため、一時的に仕事を休んでいる場合も「仕事あり」とします。 PTA役員やボランティアなど無範膊の活動は「仕事なし」とします。 なお、家事には、育児、介護などを含めます。	仕事なり	質問13 5月中の仕事の状況 収入を伴う仕事を少しでもした方は「仕事あり」、まったく仕事をしなかった方は「仕事なし」の中からお答えください。 無給で自家営業の手伝いをした場合や、育児や介護のため、一時的に仕事を休んでいる場合も「仕事あり」とします。 なお、PTA投員やボランティアなど無報酬の活動は「仕事なし」とします。 (質問18~)	

平成25年国民生活基礎調査(世帯票) 新旧対照表(案)

平成25年(案)		平成22年		変更理由
(変更) (Ⅲ質問17) 質問17 勤めか自営かの別 主な仕事について、お答えください。 01、02、03、04と答えた方は、補間17-1、17-2をお答えください。 補問17-1 勤め先での呼称 「労働者派遣事業所の派遣社員」とは労働者派遣法に基づく事業所に雇用され、そこから派遣されている人をいいます。	01 一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者) 02 一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者) 03 1月以上1年未満の契約の雇用者 04 日々又は1月未満の契約の雇用者 05 会社・団体等の役員 06 自営業主(雇人あり) 07 自営業主(雇人なし) 08 家族従業者 (自家営業の手伝い) 09 内職 10 その他 1 正規の職員・従業員 2 パート 3 アルバイト 4 労働者派遣事業所の派遣社員 5 契約社員	質問17 勤めか自営かの別 主な仕事について、お答えください。 5,6,7 と答えた方は下の補問17-1,17-2をお答えください。 補問17-1 勤め先での呼称 「労働者派遣事業所の派遣社員」とは労働者派遣法に基づく事業所に雇用され、そこから派遣されている人をいいます。	3 家族従業者(自家営業の手伝い) 4 会社・団体等の役員 5 一般常雇者(契約期間が1年以上又は雇用期間の定めのない者) 6 1月以上1年未満の契約の雇用者7 日々又は1月未満の契約の雇用者7 日々又は1月未満の契約の雇用者8 内職9 その他 (質問終了です。) 1 正規の職員・従業員2 パート3 アルバイト4 労働者派遣事業所の派遣社員	記入者がわかりやすいように選択肢を並べ替え、矢印による誘導を簡素化する。 労働契約法の改正により、5年を超える有期契約は無期契約に転換できること等から、有期契約の実態把握は重要となっている。このため、一般常雇者を有期契約と無期契約に、契約社員・嘱託を契約社員と嘱託に分けて
(変更) (Ⅲ質問18) 質問18 就業希望の有無 就業希望の有無について、お答えください。	 収入を伴う仕事を したいと思って 2 したいと思って いる いない (質問終了です。) 	質問18 就業希望の有無	収入を伴う仕事を 1 したいと思って 2 したいと思って いる いない (質問終了です。)	把握する。 記入者がわかりやすいように、就 業希望の有無の設問を追加す る。